

亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザル実施要領

函館市が計画している亀田地区統合施設整備に係る基本設計者を選定するため、次によりプロポーザルを実施します。

1 プロポーザルの名称および方式

(1) 名 称 亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザル

(2) 方 式 公募型プロポーザル

2 プロポーザルの概要

(1) 目 的

「亀田地区における統合施設整備基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、亀田地区における老朽、狭隘化した5つの公共施設（亀田福祉センター、亀田青少年会館、亀田公民館、美原老人福祉センター、美原児童館）を統合し、それぞれが持つ基本的な機能を継承しながら、類似施設や設備を集約した、コンパクトで経済的な複合施設の整備にあたり、地域性や各要件等を適確に捉え、創造性や技術力の優れた設計者を選定するため、公募型プロポーザル方式により基本設計業務に関する技術提案を求めるものです。

(2) 事業計画

平成28年度	基本設計
平成29年度	実施設計
平成30～31年度	亀田福祉センター、旧水道局亀田営業所解体工事、 亀田地区統合施設建設工事

3 計画条件

「基本計画」を踏まえ、技術提案書を作成するにあたっての主な設計条件等は、次のとおりとします。

(1) 計画対象地の概要

ア 所在地	函館市美原1丁目205番地271，275 および美原1－12号線道路用地（廃道予定）
イ 対象面積	4，118㎡ 西側に隣接する亀田支所前に路線バスの乗り換え拠点を整備することとしており、平成28年度に測量を行うことにより約150㎡減少することが見込まれております。
ウ 区域区分	市街化区域
エ 用途地域	商業地域
オ 準防火地域	指定あり
カ 建ぺい率	80%
キ 容積率	400%
ク 周辺道路	北側：道道函館上磯線（幅員24.5m） 南側：市道美原1－6号線（幅員9m）
ケ その他	実施設計のための地質調査を別途実施します。

亀田支所前の道道函館上磯線（産業道路）にバス乗降場２台分のバス
ベイを配置する可能性があります。

（２）建築物などの設計条件

- ・ 主要構造 自由。ただし、関係法規に準拠してください。
- ・ 施設規模 延床面積 ４，４００㎡程度 階数は問いません。
- ・ 施設計画 「基本計画」を参照してください。
- ・ 駐車場 敷地内に来館者用１２０台以上，公用車用１０台程度の駐車場（平面，立体（建物一体型，別棟），地上，地下を問いません）を確保し，道道函館上磯線および市道美原１－６号線からのアクセスを考慮した配置として下さい。
- ・ 建設工事費 ２，２３２，０００千円（税抜）

（３）関係法令等

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ・ 消防法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ・ 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- ・ 函館市建築基準法施行条例
- ・ 函館市福祉のまちづくり条例
- ・ その他関係法令・条例等

４ 参加資格

（１）参加者に求められる資格要件

参加者は，次の要件のアからクを満たす市内に本店を有する者，または市内に本店を有する者による共同企業体で，構成員のすべてがアからキの要件を満たし，この業務において２以上の共同企業体の構成員とならず，かつ共同企業体としてケの要件を満たしている者とします。なお，市内に本店を有する者とは，函館市競争入札参加資格者として，建築関係コンサルタント業務に登録されている者としてします。

ア 本プロポーザルについて，既に参加申込書の提出をしている者（当該者が共同企業体である場合は，その構成員）でないこと。

イ 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

ウ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成５年４月１日施行）による指名停止を，参加申込書の提出の際，現に受けていないこと。

エ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成２３年９月３０日施行）による入札参加除外措置を，参加申込書の提出の際，現に受けていないこと。

オ 参加申込書の提出の際，会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定，

民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。) でないこと等, 経営状態が著しく不健全である者でないこと。

カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。

キ 函館市の市税または消費税および地方消費税に滞納がない者であること。

ク 一級建築士を2人以上配置できること。

ケ 共同企業体として参加する場合は, 構成員のなかで, 一級建築士を2人以上配置できること。

(2) 業務従事者の資格

ア 管理技術者(業務全体を総括する役割を担う方) および主任技術者は建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

イ 管理技術者および主任技術者は, 提出者の組織と3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

ウ 管理技術者と主任技術者は兼任しないこと。

エ プロポーザル提案書に記載した管理技術者, 主任技術者は, 基本設計者として特定され契約した場合, 必ず本業務を担当すること。

(3) 参加不適格者

次の者は参加できません。

ア 審査委員会の委員(以下「審査委員」という。)

イ 審査委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織および当該組織に所属する者

5 主催および事務局

(1) 主 催 函館市

(2) 事務局 函館市教育委員会生涯学習部施設課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話 (0138) 21-3562

FAX (0138) 27-7217

E-mail shisetsu-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

HP アドレス <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/soshiki/shisetsu-keikaku/>

6 資料の入手方法

(1) 資料名

ア 亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザル実施要領

イ 参加申込書, 共同企業体結成届, 共同企業体協定書, 質問書様式

ウ 技術資料作成要領および様式

エ 技術提案書作成要領および様式

オ 亀田地区における統合施設整備基本計画

カ 亀田地区における統合施設整備基本計画(案)パブリックコメント手続きの実施結果

キ 亀田地区における統合施設の整備に向けた基本的な考え方

ク 亀田地区統合施設整備計画地内既設建物の杭地業仕様（別途地質調査を実施します。）

ケ 建設地位置図，現況平面図

コ 埋設物関係図

（２）資料の備え付け場所

５（２）の事務局

（３）入手の方法

５（２）の事務局で配布するほか、「函館市ホームページ」に掲載するので、ダウンロードによる入手が可能です。

7 審査方法等

審査は、「亀田地区統合施設基本設計業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が２段階で実施します。

（１）第一次審査

審査委員会は、技術資料および技術提案書を以下の９（１）第一次審査基準により審査し、第二次審査参加者を選考し、市に推薦します。

（２）第一次審査結果の通知

第一次審査の結果については、技術資料および技術提案書提出者全員に文書により通知します。

また、第一次審査通過提案者を公表し、第二次審査の日時、場所、留意事項を参加要請書により通知します。

（３）第二次審査

審査委員会は、技術提案書について公開によりプレゼンテーションおよび質疑を行い、９（２）第二次審査基準により審査し、最優秀者および次点者を選考し、市に推薦します。

（４）第二次審査結果の通知

審査結果については、第二次審査参加者全員に文書により通知します。

（５）その他

審査結果についての、電話、電子メール、FAX等による問い合わせ、異議申し立ては、一切受け付けません。

8 設計候補者の特定

市は、審査委員会の推薦を受け、その結果を尊重し、第二次審査参加者の決定ならびに最優秀者および次点者を特定し、公表します。

9 審査基準

(1) 第一次審査基準

評価項目	評価事項	配点
1 経歴・能力	・事務所の能力・実績 ・担当技術者の能力・実績	10
2 業務の取組方針	・設計業務の実施方針の適確性 ・工程計画の適確性	10
3 技術提案の内容	・施設のコンセプトについて ・継承する機能について ・建物配置について ・フロア構成，エリア配置について ・共用部分（フリースペース）の配置について ・施設の省エネルギー化について ・その他（独自の提案）	80

(2) 第二次審査基準

評価項目	評価事項	配点
1 プレゼンテーションおよび質疑	・技術提案の適確性・独創性・実現性 ・設計者としての知識・表現力	50
2 技術提案書の再評価	・施設のコンセプトについて ・継承する機能について ・建物配置について ・フロア構成，エリア配置について ・共有部分（フリースペース）の配置について ・施設の省エネルギー化について ・その他（独自の提案）	50

10 スケジュール

・平成28年4月18日（月）～4月28日（木）	実施要領等の交付期間
・平成28年5月2日（月）	参加申込書の提出期限
・平成28年5月9日（月）	質問書の提出期限
・平成28年5月27日（金）	技術資料および技術提案書の提出期限
・平成28年6月上旬	第一次審査
・平成28年6月上旬	第一次審査結果の通知，公表および 第二次審査参加要請書の送付
・平成28年7月上旬	第二次審査
・平成28年7月上旬	第二次審査結果の通知，公表

11 書類の提出

(1) 参加申込書の提出

ア 提出書類

プロポーザル参加希望者は，参加申込書（様式1）を作成し，提出してください。共

同企業体で参加する場合には、同時に設計業務委託共同企業体結成届（様式2）および設計業務委託共同企業体協定書（様式3）の写しをあわせて提出してください。

イ 提出場所等

- ・ 場 所 事務局
- ・ 期 限 平成28年5月2日（月）の午後5時必着
- ・ 方 法 持参または郵送とします。郵送の場合は書留郵便としてください。受理した場合、「受理証」を交付します。宅配、電送（電子メール、FAX等）による提出は受理しません。

（2）質問書の提出

ア 提出書類

質問については、質問書（様式4）により作成し、提出してください。

イ 提出場所等

- ・ 場 所 事務局
- ・ 期 限 平成28年5月9日（月）の午後5時まで。
- ・ 方 法 持参、郵送、電子メールまたはFAXにて受付します。

ウ 回 答

質問に対する回答は、質問書の提出期限の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日および休日を除く）以内に、当市のホームページに掲載いたします。

なお、質疑回答は、本要領の追加または修正とみなします。

（3）技術資料および技術提案書の提出

ア 提出書類

技術資料（様式5～様式12）は、技術資料作成要領に従って作成し、提出してください。技術提案書は、「基本計画」で示す統合施設のコンセプトや施設計画、「亀田地区における統合施設の整備に係る検討懇話会」からの意見・要望、パブリックコメントなどを踏まえ、技術提案書作成要領に従って作成し、提出してください。

イ 提出場所等

- ・ 場 所 事務局
 - ・ 期 限 平成28年5月27日（金）午後5時必着
 - ・ 方 法 持参または郵送とします。郵送の場合には書留郵便としてください。
- ※ その他は作成要領を参照してください。なお、要求した内容以外の書類、図面等については受理しません。

12 設計委託契約

（1）設計業務の委託

市は、最優秀者として特定した者に対し、所定の手続により亀田地区統合施設基本設計業務を委託します。

ただし、失格その他の理由により最優秀者へ委託することが不可能となった場合には、次点者を相手方とします。

なお、設計業務の委託内容については、締結する委託契約書によるものとします。

(2) 設計委託料

設計業務に対する委託料は、28,333千円(税抜)を上限とし、随意契約により締結します。ただし、契約締結時までに、設計候補者(共同企業体の場合はその構成員)が次のいずれかに該当することとなったときは、契約を締結しないものとし、この場合、市は、一切の損害賠償の責を負いません。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録が抹消されたとき。

イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名の停止を受けたとき。

ウ 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を受けたとき。

エ 契約締結時までに、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)に該当する等、経営状態が著しく不健全となったとき。

オ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しなくなったとき。

カ 函館市の市税または消費税および地方消費税に滞納があつたとき。

(3) 受注資格の喪失

本件業務を受注した者(業務の一部を再委託する事業者を含む。)および本件業務を受注した者と資本・人事面等において関連があると認められた製造業または建設業の企業は、本件業務に係るすべての工事の入札に参加しまたは当該工事を請け負うことができません。

13 著作権、意匠および提出図書の取り扱い

(1) 著作権および意匠

提出された提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。

なお、提案書等のなかで第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておいてください。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提案者にすべて帰属するものとします。

(2) 提出図書の使用

市は、本プロポーザルに関する公表、展示およびその他市が必要と認める時に、提案書が無償で使用できるものとします。この場合、提案者名を明示します。

なお、提案書に含まれる第三者の著作物の公表、展示などの使用に関しては、提案者が当該第三者に承諾を得ておいてください。

14 経費の負担

参加申込書および提案書の作成に要した費用、旅費、その他本プロポーザルへの参加に関し要した経費は、第一次審査、第二次審査ともに参加者の負担とします。

15 その他

(1) 失格要件

次の各号のいずれか一つに該当する場合は、失格とします。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 参加申込書受理後、提出期限内に提案書および提出書類が提出されなかった場合
- ウ 「実施要領」で与えられた諸条件に違反した場合
- エ 審査委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

(2) その他

- ア 提案書および提出書類は、「13-(2)」の場合を除き、提案者に無断で使用しないものとします。
- イ 提案書および提出書類は、設計候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ウ 提出された書類は返却しません。
- エ 手続きにおいて使用する言語および通貨は、全て日本語および日本国通貨とします。
- オ 現地見学会は開催しません。個別に現地見学等を行う場合は、施設利用者、近隣居住者および通行人等に迷惑がかからないようにしてください。